

一般廃棄物処理業許可申請事項の変更について

(収集運搬業及び処分業)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた方、同法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業の許可を受けた方で、許可を受けた当初の申請事項を変更される方は、下記をよくお読みのうえで間違いないように手続きを行ってください。

1 手続きの種類

①一般廃棄物収集運搬業（処分業）変更許可申請書（様式第11号）

許可された事業の範囲を拡大しようとするときに必要。

（例：可燃物だけの収集運搬の許可を受けていた方が、食品残渣を新たに扱う場合）

②一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可申請事項変更承認申請書（様式第19号）

許可された車両、車庫、積替え施設及び処理施設を変更しようとするときに必要。

（例：許可された車両を廃車して新たな車両を許可しようとする場合）

③一般廃棄物収集運搬業（処分業）廃止（休止）届出書（様式第22号）

許可された事業の全部若しくは一部を廃止若しくは休止したときに必要。

（例：可燃物及び食品残渣の収集運搬の許可を受けていた方が、食品残渣の収集運搬を休止した場合）

④一般廃棄物収集運搬業（処分業）許可申請事項変更届（様式第21号）

上記①～③以外の許可申請事項を変更したときに必要。

（例：従業員の入退社、役員就任及び退任等）

※③、④の場合は、新たな許可書や承認書の発行は原則としてありません。

2 手続きの方法について

①許可された事業の範囲を拡大しようとするとき

新たに拡大する部分に係る様式と添付書類を添えて、申請書を提出してください。

手続き終了後、新たな許可書をお渡しします。

②許可された事業の全部若しくは一部を廃止若しくは休止したとき

一部を廃止または休止する場合はその範囲を明示した書類を添えて、届出書を提出してください。

③許可された車両、車庫、積替え施設及び処理施設等を変更しようとするとき

別表の添付書類を添えて申請書を提出してください。手続き終了後、許可申請事項変更承認書を送付します。

④上記③以外の許可申請事項を変更しようとするとき

別表の添付書類を添えて、届出書を提出してください。

3 注意事項

(1) 申請等に必要な申請書、届出書及び様式は、申請の内容に応じて、[こちら](#)からダウンロードしてください（変更申請に必要な添付書類も説明しております）。

※申請書等はPDF形式とWord形式の両方でダウンロードできます。データを直接入力される方はWord形式を、手書き等で作成される方はPDF形式を利用してください。

(2) 申請書等及び添付書類は持参又は郵送のうえで提出して下さい。

(3) 申請書及び様式の書き方を参考にいただき、記載漏れ及び添付漏れの無いようお願いいたします。

(4) 提出書類の一部に記載漏れ、提出漏れ等の不備がある場合は、別途申請者に連絡いたします。

☆必要な申請書等及び添付書類

添付書類	車庫・施設等の変更等	車庫・施設等の変更等	事務所の変更	従業員の入退社	従業員の就任・退任	業者の登録変更(注3)	事業の範囲の拡大	事業の一部廃止・休止
収集運搬業（処理業）変更許可申請書							○	
許可申請事項変更承認申請書	○	○						
許可申請事項変更届			○	○	○	○		
廃止（休止）届出書								○
事業調書（規則様式第12号）		○	○			○	○	○
作業計画調書（規則様式第13号）		○				○	○	○
履歴書（規則様式第14号）					○	※	※	※
従業員名簿（規則様式第14号の2）				○		※	※	※
使用車両調書（規則様式第15号）						※	※	※
役員名簿（規則様式第1号）					○	※		
免許証の写し台紙（規程様式第2号）				○		※	※	
車庫等の写真及び位置図（規程様式第3号）（注1）		○				※	※	
使用車両の写真（規程様式第4号）（注2）	○					※	※	
車両使用承諾書（規程様式第5号）	※					※	※	
事務所又は営業所の写真及び位置図（規程様式第6号）			○			※	※	
一般廃棄物収集運搬一覧表（規程様式第7号）						※	○	
申告書（規程様式第8号）						○	○	
誓約書（規程様式第9号）						○	○	
廃棄物収集運搬契約（予約）証明書（規程様式第10号）							※	
住民票抄本			※		○	○		
履歴書					○	○		
登記事項証明書（法人の場合は必要）		※	※		○	○		
運搬先又は処分先を証明できる書類		※					※	
車検証、自賠責保険及び任意保険の写し	○							
排出事業者との契約書の写し							○	

※の箇所については、実際の変更申請の内容に応じて提出してください。

（注1）変更に係る車庫、保管場所、積替場所その他処理施設の内容を明らかにする書類、車庫等の平面図、立面図、断面図、構造図を申請内容に応じ添付して下さい。

（注2）変更車両に係る自動車検査証の写し、自動車損害賠償責任保険証明書の写し及び自動車任意保険証明書の写しを添付して下さい。所有者が申請者と異なる場合には車両使用承諾書（様式第5号）も添付して下さい。

（注3）既に許可している業者の登録変更には制限があります。大和郡山市一般廃棄物収集運搬業の許可指針をご覧ください。

https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/material/files/group/22/ippan_kyokashishin.pdf